

美術科教育法の概論的内容の考察

『諸問題への提唱』

士 農 進

——序——

人類が原始生活を営んだ歴史の中で、美術はすでに洞窟壁画などでも見られるように、また他の多くの美術の文化遺産で見られる歴史的事実でも、実際にかがやかしい足跡を残しているのに、人間生活に重要な部分である美術をどんな方法で教育の分野に持込むかの研究は浅く、かつ美術教育学の名にふさわしい学説などはそう多く生れていないのが現状である。たしかにルネサンス以降のある期間、その技術を産業に寄与し、また支配者に貢献して、美術はかなり成り下ったものになった時代もあったことは否定できない。一方芸術を他の目的から解放純化しようと「芸術のための芸術」の運動も起ったりもした。しかしトルストイの如き「人生のための芸術」の立場も興って、芸術は人格や社会の向上に資すべきだとする倫理的に偏したものもあったが、なぜか学問体形を認識、確立しようとする研究や、運動は少なく、かつ遅れていた。教育の究極の目的はもちろん人間形成であるから、人たらしめている情操・意志・創造性の精神を向上させることなので、『人間らしい』の形成することにある。しかし今日の露骨な社会環境などで人間不安におち入り、人間の本来性を失ないつつある。皮肉にも反面は科学の王様と化したにもかかわらず情緒などは原始の頃と余り変っていないといわれている。個性的素朴な自由が無視される、近道、早道行動精神とでもいったらよいのか、安易さをもとめ、期待し、少年たちは早熟化する傾向にも及んでいる。今こそすべての教育を総動員して、それらの疾患から立ち上がらせるべきであり、特に情操教育をつかさどる美術教育の役割は大きいのである。

——美術科教育法の内容の変遷と事情——

大学における美術教育は、いうまでもなく美術専門教育であるが、上記で述べたように『美術直接のない手』を育成することが本質である。主体として働くのは心的活動であり、論理的な面に基づく諸分野とは異なって、精神活動に深くかかわりをもつてある。学校教育第52条では『大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及応用的能力を展開させることを目的とする』と記している。この基本的な考え方は、科学の分野ではそのまま受け入れることができようが、美術においては全人格的な表現を目指す分野では、必ずしもそのまま正しい解説ができないように思われる。しかも科学の分野さえ創造性を強く要求してきた昨今では、大学の教育学の有り方、考え方としての問題に苦悩せざるをえないのではないだろうか。大学は専門教育であり、美術科の教育も充分に役割をふんまえる態度が望まれるのは当然であり、美術文化そのものの認識とともに、人間形成への教育的要素として体系づくりの研究が、自らの学問確立であり任務としなければならないだろう。

我が国の美術教育はどのように試行されてきただろう。戦前までは主として鑑賞學習、模写教育などをもって美的情操の陶冶を目標に置かれ、それはむしろ創造性とか、造形性とかを主眼には考慮されてなく、主として教養面の一手段としてのみを評価しようとしたものと思われ、教科書も今日見られるような造形教育とは次元の違ったものであった。明治23年「教育勅語」が制定され、「小学校教則大綱」が出されて初めて図画教育の目標が打ち出され『徳性の陶冶』ということだったが、臨画、技術、実利主義の指導法では精神性などは見ることができず、

『徳性陶冶』は名のみでどこで行われたか判らないといえる。明治37年、38年代に文部省が国定教科書として発行した「高等小学毛筆手本」「尋常小学毛筆画手本」「高等小学鉛筆手本」など毛筆画系、鉛筆画系のいずれか一方を採用すればよかったです。それらは臨画中心の模写技術を系統的に教えるように編集されていた。さらに明治43年に、アメリカの教科書を参考にして生れた「尋常小学新定画帖」は、記憶画や写生画への転換を図ったものとして注目され、初めて児童の心理的発達を考慮したものとしては画期的なことであったが、直ちに普及したというわけには成らなかった。大正7年に山本鼎の「自由画教育」の中で『描くことにより、自然の生きいきした様々な姿や、形や、色彩などの調子の交響樂に親しみを重ねることは、やがて美の觀念が培われ、美に対する愛を知り、潤いある生活に恵まれる。それ以外に图画教育の意味があるとすればはたして何だろう。』と述べており、提唱している。その後昭和7年「小学图画」の発行まで改善されずに臨画中心の教育が長くその存在を保持してきたが、「小学图画」は期待はずれの教科書との声も強かったようである。また第一、二次大戦状況下での美術は戦時体制に応じた内容の教育が強いられたりもした。いわば戦後20年頃までの日本の美術教育は、低迷の時代といえるのであろう。しかし今日では教育課程審議会の答申によって学習指導要領を文部省が告示し、また改訂も重ねられ、これに基づく教科書を定められている。『昭和22年度版』、『26年度版』の学習指導要領は、アメリカの合理主義、実用主義の影響が強く反映していた。昭和26年6月から中・高校でも『検定教科書』が実施にうつされ、『33年度版』での指導要領では「文部省告示」という形になり法的拘束力をもつが、『43年度版』も比較して見ても基本的变化はない。『52年度版』からは「人間性豊かな児童、生徒を育てる」に反映して『表現の喜び』の形成となっている。他教科との相互関係も考慮されたものになってきた。指導要領もこのようにして今回の発表で一応落ち着いたものになり、いわば人間尊重の精神を骨子

に必要な教育課程を根本に検討され、教育の多様化や弾力化を図ることとされている。

——美術科教育法の内容と目標——

さて、美術教育を扱う現場の教師の実践を見てみるとなお問題と幾多の困難を伴なわざるをえないのが現状であり、その諸問題が未だに確立されてない今日にもかかわらず、美術教育そのものは明日にかかる重要な問題だけに基本となる学的成果が望まれるのであり、乏しい実情にあっても担当者は自らの指導内容に充分な考慮をせねばならない。要は造形教育とは何かの本質から追求してかかり、造形は人間づくりの上でどんな意味をもつか、その範囲とか役割は何かからが出発の第一歩となるだろう。

戦後、大学の教育学部、教育系大学において教育法の制度上は重要な役割を与えられてきた。にもかかわらず講義担当は自ら講義内容に充分な学問性をどう与えるべきかに努めなければならなかった。「美術科教育学」が実証性という学問として必要な条件を満たすものであるなら、あたかも医学における臨床的研究をも包含していると同様に、「美術科教育学」は理論的研究のみならず、いわゆる実践的研究をもその一部分とせねばならないだろう。以上の考察を前提として美術教育の領域に関しても問題点を指摘してみると、一つは現在一般に慣行となっている絵画・彫塑・デザイン・工芸などのジャンルについてである。当然建築・園芸・書道・華道・服飾・写真なども包含の対象としての美術教育の領域でなければならないはずである。むろん各種の制約などで不可能であろうが考慮されるべきである。現代社会に適応する応用美術の分野にも関連学習の対象としても当然であろう。この領域の多くの融合には、はかり知れない困難さがあることは認識できる。そしてそれらは前向きではないにしても次第に改善の兆もあるように見られる。

大学では美術教育学を専門とする研究者や教師がようやく増員して来た今日なればこそ美術教育学の研究、教育の充実を期する諸問題を再考しなければならない。そして「美術科教育法」

が“教育学”としての美術の教育の中核的位置と役割を担っていると考えられるからである。

著者が担当する金沢美術工芸大学の「教科教育法」の講義実態をみると、週2時間（90分授業）1回、1年間という時間的制約内である。美術教育部会編著「美術教育の研究」が主にテキストとして使用し、内容の焦点では絞ってゼミナール形式をとっている。毎年70名前後の受講生での講義では学生の一貫性ある問題点の見い出し方や絞り方は難渋し講義進行を把握するのに苦労があり、時間的制約内での授業消化にこと欠くことの恐れもでてくる。他大学は10名以内の受講生であると聞くが、おそらくそこでは考察研究討論なども大いに可能だろう。多人数の条件下とは比較にならない。美術系大学の教職にふさわしい内容の講義をいかに成すか、「美術科教育学」という名称に促す講義のあるべき内容とは何かという問題を考察しなければならないのである。単に教育技術法論のみを指すのでないなら、当然「美術科教育学」でなければならないのに、はたして学問として成立しうるだけの方法や諸条件を満足するものが存在するだろうか。残念ながら前文に記したようにそれらの諸条件を充分に備えた「美術科教育学」は未だ存在していないといえるが、しかしながら“美術教育”は明らかに実在しているのである。

近年“美術科教育学会”でも活発に教科教育法が論じられるようになってきた。それは断片的か或は飛躍論であること多く「美術科教育学」に値するものは余り多く無い。美術教育の問題は心理学的なもの、社会学的、教育学的、歴史的なものまで多種多様であることも痛感させられ、この教科はいかに豊富でありながら複雑にかかわり、構造化を困難にしているかを認識するのである。

このような情況のもとでも、取りうる方法の一つは研究者自らの個性で確立する独自な教育理論であろう。ハーバート・リードの「芸術による教育」で“芸術が教育の基礎たるべし。”と、かなり大胆に論じている。教育は終極的には人間形成にあるのは云うを問わないし、リードは教育における芸術の役割を、個人の内部における

感情と精神の調和、個人と社会との有機的統一、そして平和の実現に置いている。造形芸術である美術を通しての教育は全人間教養の立場において意義を基礎づける役割を果たすならば筆者もちろんリードに傾倒しなくてはなるまい。美術教育の基礎概念としてH・リードの「芸術による教育」という学説がこの領域における最もふさわしいということが、我が国でも多くの教育学担当者に受け入れられているのは当然といえるだろう。美術の創作、鑑賞それ自体が高度な人間的価値を内有しているというものであり、人間発達の中核に美術教育を提唱できるのである。したがって“人間の力”ではなく“人間らしさ”を目指すという立場でリードの「芸術により教育」は比類のない教育哲学であり、リードに傾倒するものの増大することは望ましいと思わざるをえない。

序文に述べたように美術科教育学が実証的研究をもその一部分とするなら、その方面的研究成果をも講義への導入は重要である。一方教育の多様さを充分に考察してない者には無理であろう。筆者自身のことであるが、絵画の制作活動（画家名、中町進、日本）をベースにして教科教育学確立しようとする講義担当者は、或る一定の主義、主張を教育の実際に適用し、その結果を様々な視点から検討することが多くなるが、美術系大学の教育では作家の立場での講義に有利な点もある。国立の教員養成系大学とはおのずと性格を異なった効果がやがて期待できるかも知れない。

美を求めるることは人間の本能であるので、そこから得た自己の感動を客觀化する人間的欲求は、幼少から成年期までは特に可能性が強いことは明らかである。この価値ある可能な時期にこそ美術の公教育が適切な機能を果すことも極めて当然である。今日、人間が自らつくり出した社会的不幸（抑圧、拘束、公害など）から人間を救出するためにも教育のあらゆる場で主体性を回復させ、存分に自己表現して自己を見つめ、確かめ、人間疎外から自らが克服し、人間の本来的な自由な心の世界へ導く指導法が美術教育でも一つの重要な目標である。美術教育の本質

として、情操性、創造性、造形性の特性が人間形成の中で果す役割を考え、感情の教育すなわち情操教育としての面、実践的創作的性格の二面性のいずれの面も有機的でなくてはならないだろう。美術学習は獲得した成果は外部からは見ることが不可能である。精神性の高揚として人間の内部に宿るものであり、この点が他教科とは異なった美術教育の独自性である。主体である表現活動においても結果の面白さだけをとらえて、つい全人格的な面を忘れてはならない。独自性の教科を充分配慮し、あくまで人間形成の立場に立った「美術科教育学」の確立を期待しなければならないのである。

——美術教育の教師の資質と提唱——

今日の中・高校における美術教育は、入試科目からはずされている府県が多く、ますます予備校的な色彩が濃くなっている。さらに高校においては美術を選択する生徒も少なく、わずかに美術系大学への進学者で見られるといどが現状である。現場の教師は美術科に対して理想を失い指導に混乱をきたしかねないし、意欲の喪失さえ見られることもある。ひどいところでは美術の授業時間数が少ないため非常勤に切りかえている学校も多いようであり、石川県においても多くの学校はその例にたがわない。美術教育の姿がゆがめられてきており、教師はよりどころとして自己の創作活動に実績を計り、作家として一家を成立したいという願望をもつ場合もみられ、教育者としての立場を消極的に入っている。この傾向は教員養成学部や、大学の教育学部の美術専攻学生の教職に対する授業態度にも見られるようで、美術の教師としての道を否定或は軽視して勉強に入れないものである。優秀な美術教師を育てようとする国家の要請や期待に反し作家やイラストレーターなどの道を選ぶ者もあると聞いている。国費の無駄使いといわなくてはならないかも知れまい。美術系大学の学生においても、自己の創作活動に情熱を燃やしている反面、他教科は周辺的なとらえ方になりやすい。自ら美術家としての資質を高揚するため創作活動に熱中することは望ましいが、教育

者への価値を衰弱させることは許されるものではない。教職教育の重要な問題点である。

国の定める教員免許法の基準に従って、必要単位を修得すれば免許状が得られることになっている。しかしながら単位数を修得したからといって教員として適性能力が充分に満たされたことになったかどうかが、関係者としては充分考慮すべきことである。主体性もなく、意欲も欠き、研究もせず、何とか免許状の入手にこぎつけようとする学生も相当いることは否定できない。社会の平和と繁栄は、人によって創られ推進され、教育の力で人を「人らしく」に導く優れた資質の人材、つまり教師として育て世に送り出すことは国家的重大な責務である。瀬戸山文相は昭和58年6月に教員の資質向上を図るために教員養成審議会に、教員養成、免許制度の改善について諮問している。その大要は、①普通1、2級の現行免許状を、上級、普通、初級と3段階制にする。②修得単位数を引き上げる。③教生期間の延長と多様化。④その他となっている。

中学・高校教師は一つの専門職である。美術の全領域に充分な技術や見識や能力を持たなければならず、自ら作品を作り、広い意味での芸術家、批評家、解説者、鑑賞者であることを認識する必要がある。作家という専門職にのみ徹して生徒に自己の技術など押しつけたくすることのない指導、つまり生徒の可能性と個性を引き出すことのできる教育者が求められるのである。一流の作家必ずしも優れた美術教師とは限らない。教師は直接に生徒の心にふれ、観察し、正しい成長への方向を期さねばならないだけに、ただひたすら見せるとか、描かせればよいでは余りにも方法論も欠いているし、自己の作風や評価をもって他に及ぼすような偏狭に陥ってはいけない。

美術系大学や、教員養成大学の美術専攻科において、教育目標や、方向づけをどこに設定するべきか。実技を中心すべきか、教職教養を重点におくべきかが、『美術科教育法』としての大きな問題点となっている。日本のみならず欧米各国の大学のいずれにおいてもその問題に

苦惱しているのが状態という。「美術科教育学」とは、教科を通して人間形成の過程を研究の対象にする教育学である。美術教育が人間性確立を目標の教育として脚光を浴びつつある今日においても、なおその「美術科教育学」の確立が遅れをきたしているのは、学問的体系が余り明らかにされてなかつたところに大きな原因であろう。造形教育という広い範囲で考えた場合に、余りにも多くの問題が山積され残されていることを改めて痛感させられたことなのである。

[参考文献]

- 教員養成大学学部教官研究集会、美術科教育部会編著
「美術教育の研究」東洋館
- ハーバート・リード著、植村鷹千代訳「芸術における教育」美術出版社
- 倉田三郎監修、中村亨編著「日本美術教育の変遷」日本文教出版KK
- 大橋皓他編「美術教育論ノート」開隆堂
- 増田金吾他著「美術教育史ノート」『源流と未来』開隆堂
- 大学美術科教育研究会編「大学美術科教育研究会報告」
- 新川昭一著、高等学校「改訂高等学校学習指導要領の展開」『芸術科美術、工芸編』明治図書刊
- 尋常小学「毛筆画手本」「新定画帖」「各学年版」
「尋常小学图画」「各学年版」「エノホン」(文部省)
- 北国新聞「58年6月14日朝刊、15日夕刊」「教員免許制度の検討事項」

(昭和58年12月16日受理)